

京都大学	博士 (法 学)	氏名	金 重 秀
論文題目	日・韓廃棄物法制における原因者負担原則－不法投棄廃棄物の処理責任を中心に－		
(論文内容の要旨)			
<p>本論文は、日韓の廃棄物法制の比較研究であり、不法投棄廃棄物の処理責任を中心に、両国の法制度において「原因者負担原則」がどのように採用されているか、「原因者負担原則」がどのような場合に貫徹されるか、そして、それが貫徹されない場合にはどのような取扱いがなされることになるかを分析したものである。「原因者負担原則」とは、環境法の基本原則のひとつであり、環境への負荷行為に対して法的責任を問う際の根拠づけとして「原因者」であることに着目する。ただ、「誰が負担するか」「何を負担するか」「どの程度負担するか」「どのような場合に負担するか」「どのようにして負担するか」等の具体的な点を決定するのは、まさに環境法政策の問題であり、様々な考え方を踏まえた個別法による制度化を必要とする。本論文は、廃棄物という領域での具体的な制度を分析することにより「原因者負担原則」の問題点をより明確にすることを試みたものでもある。</p> <p>本論文は、3章構成をとっている。まず、第1章(序論)では、考察の前提となる3つの原則ないし概念、すなわち、「原因者負担原則」「廃棄物」「不法投棄」について、日韓の比較をしつつ、概観している。ここでは、OECDが1972年に採択した経済学的観点からの「汚染者負担原則」にとどまらず、環境復元費用や被害対策費用についても汚染者が負担すべきであるという法学的な観点からの「原因者負担原則」が日韓両国で採用されていること、「不法投棄」の概念は日韓に共通であるが、「廃棄物概念」については、日本では「総合判断説」がとられているのに対して、韓国では「主観的廃棄物概念」と「客観的廃棄物概念」が併用されているという大きな違いがあること、また、廃棄物の分類に関しては、事業場生活廃棄物(事業系一般廃棄物)の処理責任を事業者に課す点で韓国の方がより「原因者負担原則」を貫いていることが指摘されている。なお、「不法投棄者」ないし「原因者」の責任の追及がなされる場合の実務上の問題点は、そもそも廃棄物法制の適用をうけるのかどうかという「廃棄物該当性」、再生利用できることから「処理」に該当しないといえるかという「再生利用可能性」、そして、不適正処理を誘発しやすい「自己処理」をどの程度認めるかという「自己処理可能性」という形で現れる、とされている。</p> <p>次いで、第2章(本論)では、日韓廃棄物法制における処理責任を、「原因者負担原則」という観点から分析している。そこでは、「原因者」が判明した場合における処理責任が主として扱われている(第1節から第4節)。すなわ</p>			

ち、まず、両国における処理の仕組み及び廃棄物処理業の許可制度（第1節）、そして不法投棄に対する行政的な対応及び民事的な対応の分析がなされた（第2節）のち、委託による処理の適正化を図るために、日本では「産業廃棄物管理票」（マニフェスト）制度、韓国においては「受託処理能力確認」制度が設けられているが、いずれにおいても十分に機能しないという問題があること（第3節）、不法投棄の様々な形態のなかで、韓国においては「不法放置」というカテゴリーが別途設けられていること（第4節）などが指摘されている。最後に「原因者」が判明しない場合や判明しても資力がない場合は、「原因者」以外の者に責任を負担させざるを得ないという問題があることが指摘されている（第5節）。

そして、第3章（補論）では、第2章の最後に指摘されたような「原因者負担原則」が貫徹されない場合の、土地所有者の責任や国又は地方公共団体の責任について具体的に検討している。ここでは、両国において、土地所有者の責任が「状態責任」とされ、主として土壤汚染防止法制において制度化されていること、その際に、日本では「状態責任」に基づくことが直接に規定されているのに対して、韓国では、土地所有者を「汚染原因者」とみなすという形で間接的に規定しているという違いがあること、また、環境汚染に対する責任を最終的に引き受ける主体として国又は地方公共団体が登場するものとされていることが指摘されている。

以上の考察を経て、本論文は、廃棄物法制における処理責任においては、「原因者負担原則」は重要な原則ではあるが、それだけでは、環境負荷最小化の効果的な実現という政策目的を達成することはできないこと、したがって、製品流通の最上流に位置する生産者に着目して、生産された製品のライフサイクルを捉えて、当該製品が消費・廃棄された後の段階まで生産者に一定の責任を課す「拡大生産者責任」など様々な制度の活用が要請されるとの見通しを示している。

(論文審査の結果の要旨)

金重秀の論文「日韓廃棄物法制における原因者負担原則—不法投棄廃棄物の処理責任を中心に」は、日韓の廃棄物法制の比較研究であり、不法投棄廃棄物の処理責任を中心に、両国の法制度において「原因者負担原則」がどのように採用され、どのような場合に貫徹されるかを、貫徹されない場合の取扱いとともに分析したものである。

本論文は、3章構成をとっている。まず、第1章では、考察の前提となる3つの原則ないし概念、すなわち、「原因者負担原則」「廃棄物」「不法投棄」が、日韓を比較しつつ概観されている。ここでの興味深い指摘は、事業場生活廃棄物（事業系一般廃棄物）の処理責任を事業者に課す点で韓国の方がより「原因者負担原則」を貫いていることである。

次いで、第2章では、日韓廃棄物法制における処理責任が「原因者負担原則」という観点から分析されている。ここでは、両国における処理の仕組み及び廃棄物処理業の許可制度（第1節）、そして不法投棄に対する行政的に対応及び民事的に対応の分析がなされた（第2節）のち、委託による処理の適正化を図るために、日本では「産業廃棄物管理票」制度、韓国においては「受託処理能力確認」制度が設けられているが、ともに十分に機能しないという問題があること（第3節）、不法投棄の様々な形態のなかで、韓国においては「不法放置」というカテゴリーが別途設けられていること（第4節）などが指摘されている。最後に「原因者」が判明しない場合や判明しても資力がない場合に問題があることが指摘されている（第5節）。

そして、第3章では、「原因者負担原則」が貫徹されない場合の、土地所有者の責任や国又は地方公共団体の責任が具体的に検討されている。ここでの興味深い指摘は、土地所有者の責任に関して、日本では「状態責任」に基づくことが直接に規定されているのに対して、韓国では土地所有者を「汚染原因者」とみなすという形で間接的に規定されているということである。

以上の考察を経て、本論文では、廃棄物法制において「原因者負担原則」は重要な原則ではあるが、それだけでは、環境負荷最小化の効果的な実現という政策目的を達成することはできないこと、したがって、「拡大生産者責任」など様々な制度の活用が要請されるとの見通しが示されている。

以上、本論文を全体としてみると、環境法の基本原則のひとつである「原因者負担原則」を、廃棄物の分野における具体的な制度に照らして堅実に考察したものと評価できる。理論的な分析がやや不十分とみられるところも散見されるが、日韓の比較の中で日本の研究者にとっても一定の有益な示唆を与えており、博士（法学）の学位を授与するに相応しいものと認められる。

なお、平成23年2月4日に調査委員3名が論文内容とそれに関連した試問を行った結果、合格と認めた。